

鳥取県告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の頭首工管理規程の変更を平成24年5月29日認可したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更後の管理規程の概要

- (1) この頭首工は、天神川頭首工と称する。
- (2) かんがい期は、国土交通省より水利使用許可を受けた期間とする。
- (3) 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、毎秒0.895立方メートル以内とする。
- (4) 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が標高1.7メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
- (5) 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

2 認可の年月日

平成24年5月29日